

弊社製品の対象機種は以下の通りです。

証明書をご希望の方は、最寄の弊社支店・営業所までお問い合わせください。

「●」… 税制対象、「—」… 税制対象外

機種	中小企業等経営強化法 生産性向上特別措置法	備考
▼クローラクレーン		
SCX550-3C5	●	
SCX700-3C5	●	
SCX900-3C5	●	
SCX1200-3C5	●	
SCX2000-3C5	●	
SCX3500-3C5	●	
6000SLX-C3	—	
▼ハイラインプル仕様		
800HLX-C5	●	
1000HLX-C5	●	
1500HLX-C5	●	
2000HLX-C5	●	
▼ヘビーデューティ仕様		
SCX900HD-2C3	—	
SCX1200HD-2C3	—	
▼テレスコピッククローラクレーン		
650TLX-C4	●	
▼基礎機械、地盤改良機		
SDX207-C2	—	
SDX407-2C3	●	掘削トルク88kN・m(9tf・m)仕様機のみが対象 ※1
SDX612-C4	●	
SGX120S-2C3	—	

※1：標準仕様の掘削トルクは、69kN・m(7tf・m)

注1：各モデル名に続く“C”以下のコードは、下記、オフロード法（特定特殊自動車排出ガス規制等に関する法律）基準年適合エンジン搭載機であることを示します。

C3：2006年基準適合エンジン搭載機

C4：2011年基準適合エンジン搭載機

C5：2014年基準適合エンジン搭載機

注2：当リストは、2021年11月1日現在のものです。

注3：証明書発行までに約1ヶ月要しますので、余裕をもってお申込みください。

注4：機械取得後に経営力向上計画を提出する場合、60日以内に主務大臣に計画を提出する必要があります。